

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年6月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第 2500523 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第 2600005 号

第 1 結論

昭和 61 年*月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年*月から平成元年 3 月まで

私は、母親から、自身が大学在学中の昭和 61 年*月に 20 歳になった時に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、同月から就職する直前の平成元年 3 月までの国民年金保険料を母親の勤務先に来ていた B 農業協同組合の職員に毎月、現金で納付してくれていたと聞いている。請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、母親から、自身が大学在学中の昭和 61 年*月に 20 歳になった時に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料について、母親の勤務先に来ていた B 農業協同組合の職員に毎月、現金で納付してくれていたと聞いている旨主張しているところ、請求者は母親への聴取を希望していない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(国民年金手帳記号番号:*) (写)において、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」欄には平成 5 年 4 月 1 日と記載されている上、オンライン記録においても、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号のほかに、請求期間当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は、母親の勤務先に来ていたB農業協同組合の職員に毎月、現金で納付してくれていたと聞いている旨主張しているが、同組合は、当時の資料等は残っておらず不明である上、当時在籍していた職員に確認したものの当該職員は国民年金保険料の集金を行っていたか記憶にないと話している旨回答している。

また、請求者が請求期間当時の住所地であったとするA町は、当該期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。